

社会福祉法人浜岡厚生会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人浜岡厚生会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

（報酬等の総額）

第3条 定款第22条に定める各年度における理事に対する報酬等の総額は、600万円を超えない範囲とする。

2 定款第22条に定める各年度における監事に対する報酬等の総額は、50万円を超えない範囲とする。

（理事会等の出席報酬等）

第4条 理事長及び理事が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会（以下「理事会等」という。）に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条第3項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（理事の勤務報酬等）

第5条 理事に対しては、業務に応じた報酬等を支払うこととし、賞与は支払わない。

2 理事長に対する報酬は、月額400,000円以内とする。なお、第4条の理事会等への出席報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 理事が理事会等以外の日において、理事長の命を受けて法人及び法人の運営する施設（以下「法人等」という。）の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 理事のうち、理事長の命を受けて、法人等の業務を担当する者であって、かつ週平均1日以上業務にあたる者に対しては月額100,000円を上限として、理事会の決議を経て、報酬を支払うことができる。この場合にあつては、当該理事に対しては、第4条の理事会等への出席報酬及び実費弁償費並びに前項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

（監事の報酬等）

第6条 監事が理事会等に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会等以外の日において、法人等の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて理事会等に出席した場合であっても、前項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員会の出席報酬等)

第 7 条 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会以外の日において、法人等の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第 8 条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会以外の日において、法人等に係る運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第 9 条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会以外の日において、法人等に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第 10 条 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第 11 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬等の支給方法)

第 12 条 理事長及び第 5 条第 4 項に規定する理事に対する報酬は、職員の給与の支給方法に準じる。

2 前項以外の役員等に対する報酬等は、当該会議に出席又は業務に従事した都度支払うものとする。

（公表）

第 13 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

（改正）

第 14 条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則 この規程は、平成 22 年 10 月 28 日より適用する。

附 則 この規程は、平成 29 年 6 月 13 日より適用する。

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 この規程は、令和 7 年 10 月 17 日から施行する。